

青森県報

第三千八百四号

平成二十六年
二月十日
(月曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による施術者の指定……………(健康福祉課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定……………(同) ……一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 公有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……二
- インターネットシステム機器等賃貸借に係る一般競争入札……………(情報システム課) ……三
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……五
- 出先機関……………
- 道路の位置の指定……………(上北地域) ……六

告

示

青森県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第

四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	松橋 健成	住 所	八戸市一番町二丁目五の四 三戸郡南部町大字大向字明士二八	指定年月日	平成二五・二・七 二五・二・一〇
留目	潮				

青森県告示第六十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	松橋 健成	住 所	八戸市一番町二丁目五の四 三戸郡南部町大字大向字明士二八	指定年月日	平成二五・二・七 二五・二・一〇
留目	潮				

青森県告示第六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

より公示する。

平成二十六年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は 氏名	住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
株式会社山 一	黒石市ちとせ三 丁目三一	通所介護	短期入所 生活介護	名称 ス我が家 デイス サービス	弘前市大字川先 三丁目九の一
社会福祉法 人桜良会	東津軽郡外ヶ浜 町字上蟹田六二 の二三	短期入所 生活介護	短期入所 生活介護	名称 テイ シヨ ート ス 桜良	東津軽郡外ヶ浜 町字上蟹田六二 の二三
医療法人聖 誠会	弘前市大字新町 一五一	短期入所 生活介護	短期入所 生活介護	名称 ス我が家 デイス サービス	弘前市大字新町 一六二の八
株式会社山 一	黒石市ちとせ三 丁目三一	通所介護	短期入所 生活介護	名称 ス我が家 デイス サービス	弘前市大字川先 三丁目九の一
医療法人聖 誠会	弘前市大字新町 一五一	短期入所 生活介護	短期入所 生活介護	名称 ス我が家 デイス サービス	弘前市大字新町 一六二の八
株式会社山 一	黒石市ちとせ三 丁目三一	通所介護	短期入所 生活介護	名称 ス我が家 デイス サービス	弘前市大字川先 三丁目九の一
社会福祉法 人桜良会	東津軽郡外ヶ浜 町字上蟹田六二 の二三	短期入所 生活介護	短期入所 生活介護	名称 テイ シヨ ート ス 桜良	東津軽郡外ヶ浜 町字上蟹田六二 の二三
医療法人聖 誠会	弘前市大字新町 一五一	短期入所 生活介護	短期入所 生活介護	名称 ス我が家 デイス サービス	弘前市大字新町 一六二の八
株式会社山 一	黒石市ちとせ三 丁目三一	通所介護	短期入所 生活介護	名称 ス我が家 デイス サービス	弘前市大字川先 三丁目九の一

青森県告示第六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は 氏名	住所	介護予 防サ ビスの種 類	介護予 防サ ビス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
株式会社山 一	黒石市ちとせ三 丁目三一	通所介護	短期入所 生活介護	名称 ス我が家 デイス サービス	弘前市大字川先 三丁目九の一
医療法人聖 誠会	弘前市大字新町 一五一	短期入所 生活介護	短期入所 生活介護	名称 ス我が家 デイス サービス	弘前市大字新町 一六二の八
株式会社山 一	黒石市ちとせ三 丁目三一	通所介護	短期入所 生活介護	名称 ス我が家 デイス サービス	弘前市大字川先 三丁目九の一
医療法人聖 誠会	弘前市大字新町 一五一	短期入所 生活介護	短期入所 生活介護	名称 ス我が家 デイス サービス	弘前市大字新町 一六二の八
株式会社山 一	黒石市ちとせ三 丁目三一	通所介護	短期入所 生活介護	名称 ス我が家 デイス サービス	弘前市大字川先 三丁目九の一
医療法人聖 誠会	弘前市大字新町 一五一	短期入所 生活介護	短期入所 生活介護	名称 ス我が家 デイス サービス	弘前市大字新町 一六二の八
株式会社山 一	黒石市ちとせ三 丁目三一	通所介護	短期入所 生活介護	名称 ス我が家 デイス サービス	弘前市大字川先 三丁目九の一
医療法人聖 誠会	弘前市大字新町 一五一	短期入所 生活介護	短期入所 生活介護	名称 ス我が家 デイス サービス	弘前市大字新町 一六二の八
株式会社山 一	黒石市ちとせ三 丁目三一	通所介護	短期入所 生活介護	名称 ス我が家 デイス サービス	弘前市大字川先 三丁目九の一

社会福祉法 人桜良会	東津軽郡外ヶ浜 町字上蟹田六二 の二三	介護予 防サ ビス	テイ シヨ ート ス 桜良	東津軽郡外ヶ浜 町字上蟹田六二 の二三	"
---------------	---------------------------	-----------------	---------------------------	---------------------------	---

青森県告示第六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十六年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	住所	障害福 祉サ ビスの種 類	障害福 祉サ ビスを行う 事業所	指 定 年 月 日
裕 有 限 会 社 大	青森市富田二丁 目一七の六	自立訓練 （生活訓練 ）	ツチ ヨ コ ・ ク ツチ キ ー 八 戸	八戸市下長六丁 目二の二三	平成 二六・二一
裕 有 限 会 社 大	青森市富田二丁 目一七の六	自立訓練 （生活訓練 ）	ツチ ヨ コ ・ ク ツチ キ ー 八 戸	八戸市下長六丁 目二の二三	平成 二六・二一
裕 有 限 会 社 大	青森市富田二丁 目一七の六	自立訓練 （生活訓練 ）	ツチ ヨ コ ・ ク ツチ キ ー 八 戸	八戸市下長六丁 目二の二三	平成 二六・二一
裕 有 限 会 社 大	青森市富田二丁 目一七の六	自立訓練 （生活訓練 ）	ツチ ヨ コ ・ ク ツチ キ ー 八 戸	八戸市下長六丁 目二の二三	平成 二六・二一
裕 有 限 会 社 大	青森市富田二丁 目一七の六	自立訓練 （生活訓練 ）	ツチ ヨ コ ・ ク ツチ キ ー 八 戸	八戸市下長六丁 目二の二三	平成 二六・二一
裕 有 限 会 社 大	青森市富田二丁 目一七の六	自立訓練 （生活訓練 ）	ツチ ヨ コ ・ ク ツチ キ ー 八 戸	八戸市下長六丁 目二の二三	平成 二六・二一
裕 有 限 会 社 大	青森市富田二丁 目一七の六	自立訓練 （生活訓練 ）	ツチ ヨ コ ・ ク ツチ キ ー 八 戸	八戸市下長六丁 目二の二三	平成 二六・二一
裕 有 限 会 社 大	青森市富田二丁 目一七の六	自立訓練 （生活訓練 ）	ツチ ヨ コ ・ ク ツチ キ ー 八 戸	八戸市下長六丁 目二の二三	平成 二六・二一
裕 有 限 会 社 大	青森市富田二丁 目一七の六	自立訓練 （生活訓練 ）	ツチ ヨ コ ・ ク ツチ キ ー 八 戸	八戸市下長六丁 目二の二三	平成 二六・二一

公 告

国有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地積（平方メートル）
弘前市大字石川字中川原三三の一	宅地	一、六一七・五五
弘前市大字若党町四六の一ほか	宅地	一、四二一・〇六
八戸市白銀台七丁目六の四、六の二	宅地	七九三・九七
十和田市西十二番町二二の五	宅地	三三五・〇九

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二條第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目一の一 青森県総務部財産管理課

青森市中央二丁目一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十六年二月二十八日 午前九時から

平成二十六年三月六日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎西棟七階B会議室

4 開札日時

平成二十六年三月十七日 午前十時から

開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

インターネットシステム機器等賃貸借に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十六年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

インターネットシステム機器等 一式

二 賃貸借期間

平成二十六年五月一日から平成二十九年四月三十日まで（ただし、この契約に係

る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。()

三 納入期限及び設置場所 入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等について、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十六年三月四日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限

平成二十六年三月二十五日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁舎北棟二階D会議室

平成二十六年三月二十六日 午後三時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様を満たされると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は、入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち

十一か月分に相当する金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
5 契約金額

落札価格をもって平成二十六年度の契約金額とする。ただし、平成二十七年
度及び平成二十八年年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を十一で除して得た
額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、
平成二十九年度の契約金額は落札価格を十一で除して得た額(当該金額に一円未
満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

6 入札手続の停止等

平成二十六年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続につ
いて停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer network system I set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. March 25, 2014

3 Contact point for the notice:

System Management Section

Information Systems Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9160

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町
村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同
条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター八戸長苗代店

八戸市大字長苗代字前田五三の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 八戸市の意見の概要

意見なし

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべ
き事項について意見を有する者の意見の概要

1 (一) 意見を有する者の氏名及び住所

岩館泰弘

八戸市吹上六丁目三の一七〇

(二) 意見の概要

本大規模小売店舗が立地を計画している長苗代地区は、「市道 前田・小田
線」と「国道454線」が交差する交通の要であります。

この路線は、沿線に北東北有数の中央卸売市場はじめ、総合卸センター、共
同物流センター等、当市最大規模の流通施設を擁し、港湾施設や東北自動車道
へ延伸するアクセス道として重要な役割を担っております。

加えて、市民の生活には欠かせない通勤経路としても多く利用され、朝夕は
通勤渋滞となっているのが現状であります。

しかしながら、同出店申請では、実際の交通事情を考慮しない入出庫計画と

なっており、更には、出庫後も、北、西方向への進行は極めて困難で、無理な車線変更や方向転換等で事故を誘発しかねない危険なものとなっております。ついでには、流通の活性化を阻害せず、かつ市民が渋滞や事故に不安を持つことなく、安全・安心で快適なカーライフを楽しめるよう、入出庫や誘客計画の大幅見直しを強く求めます。

- 2 (一) 意見を有する者の氏名及び住所
本人の希望により、公告せず。
- (二) 意見の概要

卸センター方面から市内に向かうと、パセリー菜前の交差点で右折車両が渋滞します。これを避けて左側車線に流れた前田交差点の右折車が、パセリー菜前の交差点を過ぎてから更に左側車線から右折車線に流れてきます。その為、前田交差点で渋滞が常習的にあります。また、出入口1は前田交差点の信号に近いことから、交差点の左折と入店の左折が解らず混乱と渋滞が発生することを懸念します。渋滞と事故の無いように配慮を希望します。

五 意見書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

- 2 期間

平成二十六年二月十日から同年三月十日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年二月十日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市西二十三番町三五 一の二	二七・四メートル	六・〇七メートル から六・〇四メー トルまで	平成 二六・一・三〇
	四・九七メートル	六・〇四メートル から六・四七メー トルまで	
	八・二二メートル	六・二二メートル から六・〇一メー トルまで	

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭	